

集団健診・各種検診を実施します

1 集団健診

対象 市在住で20歳以上の人

※健診当日は、必ず健康保険証を持参してください。

対象地区	健診種類	実施予定日	会場
三角	一括	4月 3日 ^④ ～ 5日 ^⑤	三角防災拠点センター
	選択	4月 6日 ^⑥ ～10日 ^⑦	
豊野	一括	4月 6日 ^⑥ 、 7日 ^⑥	豊野防災拠点センター
	選択	4月 8日 ^⑥ ～10日 ^⑦	
小川	一括	4月11日 ^⑧ ～15日 ^⑨	小川防災拠点センター
	選択	4月16日 ^⑩ ～22日 ^⑪	
不知火	一括	4月24日 ^⑫ ～26日 ^⑬	宇城市保健福祉センター
	選択	5月 8日 ^⑭ ～12日 ^⑮	
松橋	一括	4月27日 ^⑯ ～5月1日 ^⑰ 5月6日 ^⑱ 、7日 ^⑱	
	選択	5月13日 ^⑲ ～25日 ^⑳	

健診種類

一括 40歳以上の国民健康保険・後期高齢者医療保険の加入者で、全項目を受診。

選択 希望の項目を選択。がん検診は、社会保険加入者も受診可能。

健診項目 基本(特定)健診、腹部超音波、肺がん、胃がん(バリウム)、大腸がん(便検査)、骨粗しょう症、乳がん、子宮がん

※年齢や保険の種類によって受診できる項目が異なります。前立腺がん、喀痰検査、肝炎ウイルス検査は健診当日の受け付け。

2 乳がん・子宮頸がん検診

次の生年月日に当てはまる女性は、無料で検診を受診できます。

項目	乳がん検診	子宮頸がん検診
対象生年月日	昭和55年4月2日 ～ 昭和56年4月1日	平成12年4月2日 ～ 平成13年4月1日

1の集団健診で受診できます。希望する場合はご連絡ください。

集団健診で受けなかった人には、無料クーポンとがん検診手帳を8月下旬頃に送付します。個別検診の受診方法は、同封書類を確認してください。

健診全般

宇城市保健福祉センター ☎32-7100

特定健診(国保加入者)・後期高齢者健診

市民課 ☎32-1417

お知らせ

宇城クリーンセンターでのごみ処分 搬入証が必要です

宇城クリーンセンターへの自己搬入には、搬入証が必要です。搬入証は、3月に各世帯に配布した2021年度宇城市総合カレンダーに掲載しています。必要事項を記入し、カレンダーから切り取って使用してください。

窓口での手続きが必要な場合

- ・搬入証を紛失した
- ・事業所から出るごみを自己搬入

受付窓口 衛生環境課、各支所総
合窓口課



このカレンダーの裏表紙に搬入証があります



衛生環境課 ☎(32)1598

証明書発行が一部有料になりました

4月から、農業委員会が交付する証明書の発行手数料が、一部実費負担となりました。

証明書などの名称	内容	手数料
農家台帳の閲覧・交付	農地台帳の閲覧、農地台帳の交付	無料
適格証明	裁判所などの農地の競売・公売に係る買受適格証明	
許可書	農地法第3条・第4条・第5条の許可指令書	
耕作証明	世帯単位の耕作面積証明	300円
許可を取り消されていない旨の証明	農地法第4・5条の許可が取り消されていないことの証明	
引き続き農業経営を行っている旨の証明	相続税・贈与税の納税猶予継続営農証明、納税猶予に関する適格証明	
非農地証明	農地法第2条の農地でないことの証明	
その他の証明	証明願など	

農業委員会事務局 ☎32-1341

監査報告書が 閲覧できます

市の監査委員が、昨年10月13日から本年1月14日にかけて、令和2年度の定期監査(行政監査含む)と財政援助団体等監査を行いました。

◀2月25日、市長などに監査報告書を提出しました



報告書の提出後、市長や市幹部職員へ講評を行いました▶



監査報告書は、本庁3階監査委員事務局、市ホームページで閲覧できます。

詳しくはこちら



監査委員事務局
☎(32)1327

口座再振替日・特別徴収振替日を変更します

ゴールデンウィークがあるため、5月10日の税・料金などの口座再振替日と特別徴収振替日を変更します。

詳しくは、各担当課にお尋ねください。

口座振替日 5月13日[㊦]

宇城市役所 ☎32-1111(代表)

水道へのいたずらが多発しています

最近、水栓を勝手に閉めるなどのいたずらが市内各地で多発しており、「急に水が出なくなった」「自宅の屋外水栓を勝手に使用された」といった問い合わせが多く寄せられています。

このようないたずらが続くようであれば、早めに警察に相談してください。

水が出なくなったときは - 地下式の場合 -

①水道メーター器の横にある止水栓が閉められていないか確認(時計回りに回らなければ、閉められた状態)



閉められていた場合

②止水栓のコックを反時計回りに回し開栓

その他、水が出ないなどのトラブルは、お問い合わせください。

上下水道課 ☎32-1674

手続きをスムーズに 住民異動届の 手続きと注意点

● 住民異動届 ●

・転入届

市外から宇城市に引っ越しをするときに提出する届け出。

前住所地で転出届を提出し発行された転出証明書を持参してください。マイナンバーカードを使用して転出の手続きをした場合は、カードを持参してください。

・転居届

市内で引っ越しをしたときに提出する届け出。

● 手続きの注意点 ●

引っ越し前に届け出はできません。引っ越し後、14日以内に届け出をしてください。

持参する物 ■マイナンバーカード
※更新があります。

マイナンバーカードを持っていない人は、

■本人確認書類(免許証など)

※手続き内容により、他にも必要なものがある場合があります。

★本人、世帯主、同一世帯員以外の方が手続きをする場合は、委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

市民課 ☎32-1446